

川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公害病認定疾病による障害の程度が著しいと認められる公害病被認定者に対し、予算の範囲内において空気清浄機を支給し、もって公害病被認定者の健康の回復及び増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害病被認定者 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）に基づき市長が認定した者（法第4条第6項ただし書に該当した者、法第7条の規定による有効期間が満了した者及び法第9条の規定により認定を取り消されている者を除く。以下「被認定者」という。）とする。
- (2) 空気清浄機 浮遊粉じんを除去し、硫黄酸化物・窒素酸化物の除去に著しい効果のあるものをいう。

(空気清浄機の手給を受けられる者)

第3条 この要綱により空気清浄機の手給を受けられる者は、次の各号に該当する被認定者とする。ただし、同一家屋内に、すでにこの要綱による空気清浄機の手給を受けた者がいる場合は除く。

- (1) 在宅療養者（一時的な治療のための入院は在宅とみなす。）であること。
- (2) 障害補償給付の特級又は1級に該当する者であること。

2 前項各号の規定に該当する者が、「この要綱による空気清浄機の手給」もしくは「川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付要綱による補助金の交付」をすでに受けている場合、空気清浄機を取得した日から6年を経過していなければならない。

(支給対象空気清浄機)

第4条 この要綱により支給の対象となる空気清浄機は、川崎市公害病認定患者空気清浄機購入補助金交付要綱第4条により規定する川崎市の補助金限度額の2倍を上限とするものとする。

(支給の申請)

第5条 この要綱により空気清浄機の手給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市公害病被認定者空気清浄機支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により申請しなければならない。

2 前項の申請書には、支給を希望する空気清浄機の見積書、仕様書及びカタログその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(支給の可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、川崎市公害病被認定者空気清浄機支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。また、不支給を決定したときは、川崎市公害病被認定者空気清浄機不支給決定通知書（第2号様式の2）により申請者に通知す

るものとする。

(支給済報告書)

第7条 申請者は、空気清浄機の支給を受けたときは、30日以内に川崎市公害病被認定者空気清浄機支給済報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(空気清浄機の維持管理)

第8条 空気清浄機の取り付け、維持及び管理等に要する費用は、申請者が負担するものとする。

2 空気清浄機の支給を受けてから2年を経過したものについて、当該空気清浄機の性能の維持のため、川崎市公害病被認定者空気清浄機フィルター交換申請書(第4号様式)により申請し、フィルターの支給を受けることができる。また、フィルターの支給を受けた以降の再支給についても同様の年数を要するものとする。ただし、フィルターの支給に係る年数については、当該空気清浄機購入時のフィルターの性能等を考慮し決定する。

(滅失等の届出)

第9条 この要綱により支給を受けた空気清浄機が、前条に規定する期間内に災害その他の理由によりその全部又は一部が滅失し又はき損したときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(空気清浄機の返還)

第10条 この要綱により空気清浄機の支給を受けた者が第3条の要件に該当しなくなったときは、市長はその者から当該空気清浄機を返還させることができる。

(処分の制限等)

第11条 この要綱により支給をうけた空気清浄機は、支給の目的に反して不正に使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

川 崎 市 長

申請者

住 所

氏 名

認定番号（川崎－ ）

川崎市公害病被認定者空気清浄機支給申請書

空気清浄機の支給を受けたく、川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱第5条に基づき申請します。

1 支給を希望する空気清浄機の機種、型式等

2 添付書類 別添のとおり

3 設置場所

様
認定番号（川崎ー ）

川崎市長

川崎市公害病被認定者空気清浄機支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました空気清浄機について、次の条件をつけて支給します。

- 1 空気清浄機は、支給の目的に反して使用し又は処分しないでください。
- 2 支給を受けた者は部品交換、維持管理等に要する費用を負担していただきます。
- 3 川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱第3条に規定する要件に該当しなくなった時又は支給を受けた者が死亡した場合は、空気清浄機を返還していただく場合があります。
- 4 その他川崎市公害病被認定者空気清浄機支給要綱の規定に従ってください。

第 2 号様式の 2

第 年 月 日 号

認定番号（川崎一 様
）

川崎市長

川崎市公害病被認定者空気清浄機不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました空気清浄機について、次の理由により
不支給と決定しましたので通知します。

不支給の理由

川 崎 市 長

住 所
氏 名

川崎市公害病被認定者空気清浄機支給済報告書

年 月 日付け 第 号で支給決定された空気清浄機について、川崎市長より支給されましたので、次のとおり報告します。

1 支給を受けた空気清浄機の機種、型式等

2 支給年月日 年 月 日

3 設置場所

川 崎 市 長

申請者

住 所

氏 名

認定番号（川崎ー ）

川崎市公害病被認定者空気清浄機フィルター交換申請書

年 月 日付で支給を受けました空気清浄機について、次のとおり交換用フィルターの支給を申請します。

- 1 支給を受けた空気清浄機の機種、型式等
- 2 支給を希望する交換用フィルターの型式等
- 3 設置場所